

協議（１）登米市地域公共交通会議設置要綱の一部改正及び運賃協議部会の運用について

1 概要

令和５年 10 月 1 日付の道路運送法の改正により、これまで地域公共交通会議において協議してきた運賃（協議運賃）について、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないようにする観点から、地域公共交通会議とは別に、構成員を限定した協議会を設置して協議を行うよう規定されました。

この改正内容を登米市地域公共交通会議設置要綱に反映するため、設置要綱の一部を改正し、「運賃協議部会」に係る規定を追加します。

※資料 3－2 東北運輸局資料「一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃の運用見直し（R5.10～）」参照

2 改正内容

別紙 1「登米市地域公共交通会議設置要綱」及び別紙 2「登米市地域公共交通会議設置要綱の一部改正新旧対照表」のとおり。

3 運賃協議部会の開催が必要となる場合（登米市の場合）

- 1）新たに協議運賃を適用する路線または区域を設定して運行をする場合
- 2）既に運行している路線等とは別の経路・区域で路線等を設定して運行する場合
- 3）既に運行している路線等における運賃を改定する場合

4 構成員について

運賃協議部会の構成員については、道路運送法の改正の趣旨から、必要最低限のメンバーにする必要があります。

道路運送法第 9 条第 4 号に規定されている構成員	登米市地域公共交通会議における該当委員
1 号：当該路線等をその区域に含む市町村又は都道府県	登米市まちづくり推進部長
2 号：当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	（委員に限らず、該当の運賃を設定しようとする事業者を指名）
3 号：当該路線等を管轄する地方運輸局長	国土交通省東北運輸局長が指名する者
4 号：関係住民の意見を代表する者	住民、旅客の代表又は学識経験者

5 運賃協議部会の開催方法

地域公共交通会議と同日とし、交通会議の前に開催することを基本とします。

事業者については、当該運賃を設定しようとする事業者のみ出席します。

（複数の場合は、入替をする）

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃の運用見直し(R5.10～)

- これまで**地域公共交通会議において協議してきた運賃（協議運賃）**について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、事業者としては運賃等を定めようとする当該一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加する（＝地域公共交通会議とは**別の会議等で協議**する）よう改正されました（道路運送法第9条等）。
- 構成員の見直しに伴い、あらかじめ、**住民、利用者その他利害関係者の意見を反映**するための措置を講ずることが規定されました。

【参考】地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）による道路運送法等の改正の内容

改正前

○道路運送法第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の**国土交通省令で定める関係者間の協議**が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

○道路運送法施行規則

第九条の二 法第九条第四項の協議が調つたときとは、同項の届出に係る運賃等について**地域公共交通会議**（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において**協議が調つて**いるときとする。

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の**地方公共団体の長**
- 二 **一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体**
- 三 **住民又は旅客**
- 四 **地方運輸局長**
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の**運転者が組織する団体**

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

改正後

○道路運送法第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、**次に掲げる者を構成員とする協議会**において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む**市町村**（特別区を含む。以下同じ。）又は**都道府県**
- 二 **当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者**
- 三 当該路線等を管轄する**地方運輸局長**
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が**関係住民の意見を代表する者として指名する者**

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の**住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置**を講じなければならない。

○登米市地域公共交通会議設置要綱（案）

平成19年 2 月 1 日

告示第19号

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、市民の生活に必要な旅客運送を確保し、本市の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項及び市内における特定非営利活動法人等により行われる自家用有償旅客運送の必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成し、その実施に関する協議を行うため、登米市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- （1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- （2） 自家用有償旅客運送の登録、更新及び変更登録を申請する場合における運送の必要性に関する事項
- （3） 旅客から収受する対価に関する事項
- （4） 交通会議の協議結果に基づく乗合旅客運送及び自家用有償旅客運送に係る路線又は営業区域の廃止等に関する事項
- （5） 地域公共交通調査事業に関する事項
- （6） 地域公共交通計画の作成、変更、当該計画に基づく事業の実施等に関する事項
- （7） 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議の委員は次に掲げる者とし、市長が委嘱又は任命する。

- （1） 学識経験者
- （2） 国土交通省東北運輸局宮城運輸支局長が指名する者
- （3） 道路管理者又はその指名する者
- （4） 宮城県企画部長が指名する者
- （5） 登米市まちづくり推進部長
- （6） 住民、旅客又は自家用有償旅客運送の利用者を代表する者
- （7） 一般旅客自動車運送事業者を代表する者
- （8） 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体を代表する者
- （9） 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
- （10） 自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体を代表する者

(11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長を置き、会長は市長が指名する者を、副会長は会長が委員の中から指名する者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 交通会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 交通会議の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(書面による決議)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面による決議を行うことができる。

(1) 交通会議に提案され、協議及び調整を行った事項について軽微な変更をする場合

(2) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない場合

(3) 事前に交通会議において書面による決議の了承を受けている場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める場合

2 前条第3項の規定は、書面による決議について準用する。この場合において、同項中「出席した委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

3 会長は、書面による決議を行ったときは、次回の交通会議においてその結果を報告しなければならない。

(運賃協議部会)

第8条 交通会議は、道路運送法第9条第4項に規定する協議組織として運賃協議部会を置き、乗合旅客運送の運賃に関する事項について協議するものとする。

2 運賃協議部会の部会員は、次に掲げる者とする。

(1) 登米市まちづくり推進部長

(2) 当該運賃を定めようとする一般旅客自動車運送事業者を代表する者

(3)国土交通省東北運輸局宮城運輸支局長が指名する者

(4)地域住民の意見を代表する者

3 運賃協議部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

4 第6条の規定は、運賃協議部会について準用する。この場合において、「交通会議」とあるのは「運賃協議部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第~~8~~9条 交通会議において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めなければならない。

(連絡・通報窓口)

第~~9~~10条 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、連絡・通報窓口を設置するものとする。

(庶務)

第~~10~~11条 交通会議の庶務は、まちづくり推進部市民協働課において処理する。

(合同の交通会議)

第~~11~~12条 登米市と他市町村にまたがる乗合旅客運送又は自家用有償旅客運送に関する事項は、関係市町村と調整の上、合同の交通会議を開催し協議することができる。

(謝金)

第~~12~~13条 会議に出席する委員（第3条第1項第2号から第5号までに掲げる者を除く。）には、予算の範囲内で謝金を支給する。

(委任)

第~~13~~14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

登米市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表

[illegible]

(謝金)	(謝金)
<u>第13条</u> (略)	<u>第12条</u> (略)
(委任)	(委任)
<u>第14条</u> (略)	<u>第13条</u> (略)